

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	インサイダー取引規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号： 03-3506-6000(内線2639) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	発行者以外の上場会社が他社株等の公開買付けやこれに準ずる買集め行為(以下「他社株 TOB 等」という。)を行う場合の公表措置として、一般的に行われる適時開示との整合をとり、金融商品取引所による公衆縦覧を利用した他社株TOB等の公開買付け等事実の公表方法を新たに認めることとし、また、インサイダー取引規制に関し、(ア)純粋持株会社等に係る軽微基準の見直し、(イ)子会社の業務提携に係る軽微基準の見直しを行ったところであるが、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていないものと考えられる。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、本規制の見直しに係る遵守費用に関しては特段発生しないと想定されていた。事前評価時に想定されなかった費用負担等は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、本規制緩和に係る行政費用に関しては特段発生しないと想定されていた。事前評価時に想定されなかった費用負担等は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	金融商品取引所による公衆縦覧を利用した他社株TOB等の公開買付け等事実の公表方法を認めることについては、一般的に行われる適時開示との整合がとれることにより情報開示に資することとなり、また、その他の規制の見直しについては、企業の実態に応じた適切な軽微基準となり企業の情報管理に係る負担が軽減されたと考えられるため、事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果の性質から、これらの規制の見直しにより生じた効果のみを抜き出して定量化することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	本規制の見直しにより、上記のとおり規制の事前評価時に見込まれた効果が発現しており、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、その効果を定量的に把握したり、便益の金銭価値化は困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	本規制の見直しに係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	本規制の見直しにより、遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。したがって、本件に係る特段の見直しは不要と考える。	
備考		